

2020年「愛知県地域防災計画」第2回修正の概要

1 愛知県地域防災計画の目的

- 災害から県民の生命と財産を保護するため、県、市町村、指定公共機関等の防災関係機関が、相互に協力して、総合的かつ計画的に防災対策を推進することを目的として、愛知県防災会議が、災害対策基本法第40条の規定に基づき、災害予防、災害応急対策、及び災害復旧等に関する事項を総合的に定めるもの。

2 愛知県地域防災計画の主要な修正点

- 今回の修正では、新たに以下の事項を追加。

(1) 避難所における感染症対策の推進 ～ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

○ 避難所における過密抑制対策等の推進

市町村においては、県が作成した感染拡大予防ガイドラインなどを参考に、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策(分散避難等)の観点を取り入れた防災対策を推進する。

- 避難所におけるマスク及び消毒液の備蓄を進めるとともに、避難者に対しマスクなどの感染防止対策資材を携行した避難を呼びかける。

(2) 災害リスクととるべき行動の理解促進 ～ 令和元年東日本台風の教訓を踏まえた取組

- ハザードマップ等の配布・回覧による居住地の災害リスクや、とるべき行動等の周知
- 避難に関する情報の意味(安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がない等)の理解促進
- 豪雨時等の事業者によるテレワーク、時差出勤、計画的休業等の適切な外出抑制の実施

(3) 長期停電・通信障害への対応強化 ～ 令和元年房総半島台風の教訓を踏まえた取組

- 事業者における停電、通信障害発生時の被害状況把握、被災者への情報提供の体制整備
- 病院等重要施設の非常用電源確保の推進
- 重要施設の非常用電源設置状況等のリスト化等、電源車等の配備調整の円滑化
- 通信障害の状況等の関係機関への迅速な共有